

施策番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本方針		1	1	1	1	1	1	1	1	1
施策		情報提供の充実	情報提供の充実	情報提供の充実	情報提供の充実	環境学習の推進	環境学習の推進	環境学習の推進	環境学習の推進	環境学習の推進
取り組みの内容		分かりやすい情報発信	分かりやすい情報発信	分かりやすい情報発信	多様な媒体での情報発信	ごみの減量・資源化につながる環境学習の推進	ごみの減量・資源化につながる環境学習の推進	子ども向け環境学習の充実	子ども向け環境学習の充実	若年層への啓発
具体策		家庭ごみの出し方・リサちゃんだより	ごみ分別アプリさんあ～る	リサちゃんだよりプラス	HP・デジタルサイネージ・SNS	ごみ出し説明会 出前講座	ごみ出し説明会 出前講座	授業補助	子ども向けの啓発	中高生 大学生への啓発
担当課		資源循環課	クリーン推進課	資源循環課	クリーン推進課	クリーン推進課	資源循環課	クリーン推進課 資源循環課	資源循環課	資源循環課
令和7年度	計画	発行部数：270,000部 (配布：令和8年2月～)	・新規ダウンロード数：8,400件	発行部数 ・7月号：2,300部 ・10月号：2,300部 ・1月号：2,300部	・多様な広報媒体を活用した環境関連情報を提供する。	ごみの出し方説明会：25回 ≪内訳≫ ごみ減量啓発バス：20回 出前講座：5回	・出前講座：6回	・授業補助：20校（クリーン推進課） ・授業補助：10校（資源循環課）	・夏休み施設見学会の開催	・大学生向けにごみ分別の啓発をする。 ・中高生向けにごみ分別の啓発をする。
	内容	・より多くの市民にごみの排出方法やごみに関する情報を周知できる冊子を発行する。 ・ごみの分別や出し方について、より見やすくなるよう紙面の構成等を見直す。 ・ごみ分別アプリ「さんあ～る」での情報確認や市ホームページからダウンロードができることを周知し、ペーパーレス化を図る。	・ごみ分別の検索や環境に関する情報発信などの機能を持ったごみ分別アプリ「さんあ～る」を、市ホームページや広報ふなばし、市公式X、デジタルサイネージ等の様々な媒体を使って周知するほか、市ホームページを通じて寄せられるごみの出し方に関する相談・問い合わせに対する回答の際にも紹介し、新規ダウンロード数の増加に努める。	・ごみ減量及び資源化の啓発紙として、市民に必要な情報を掲載し、発行する。 ・市ホームページ、SNS、ごみ分別アプリ「さんあ～る」等を活用して周知を図る。	・広報ふなばし、環境新聞「エコふなばし」、市ホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ～る」、家庭ごみの出し方・リサちゃんだより、リサちゃんだよりプラスに加え、デジタルサイネージや市公式Xなどを活用して情報発信を行う。	・クリーン推進課の環境指導員による「ごみの出し方説明会」(ごみ減量啓発バスと出前講座)を開催する。 ・クリーン船橋530推進員と連携し、事業の周知を図る。 ・ごみの減量と資源化についてパワーポイントなどを利用してわかりやすく説明会を開催する。	・出前講座「ごみの減量と資源化」を実施し、ごみの減量方法等を周知啓発する。	・市立小学校に職員を派遣し、環境学習の一環として、ごみ収集体験の手伝いや船橋市のごみ事情などについて説明を行い、ごみの減量及び資源化の啓発を図る。 ・小学校4年生の社会科の授業補助として、塵芥収集車を活用し、ごみの分別等を啓発し、1人でも多くの児童に受講していただくよう、事業の周知に努める。 ・小学4年生を対象に社会科の授業補助として、ごみ処理の流れやごみ減量への取り組みを啓発していく。	・夏休みに南部清掃工場で施設見学会を開催する。	・大学の掲示板に充電式電池のチラシを掲示してもらう。 ・中学生向けに授業補助を行うこと、またリサちゃんだよりプラスを配布し、ごみ分別に関する周知を行う。 ・高校生向けにリサちゃんだよりプラスを配布し、ごみの分別に関する周知を行う。

施策番号		10	11	12	13	14	15	16	17	18
基本方針		1	1	1	1	1	1	1	1	1
施策		環境学習の推進	環境学習の推進	地域全体の環境美化の推進	地域全体の環境美化の推進	地域全体の環境美化の推進	地域全体の環境美化の推進	優良事業者の育成	優良事業者の育成	市民サービスの向上
取り組みの内容		ごみ施設見学会の開催	環境教育に活用できるコンテンツの充実	不法投棄防止活動の推進	不法投棄防止活動の推進	クリーン船橋530推進員の育成	地域清掃活動の推進	ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度の充実	事業系一般廃棄物収集運搬業者の育成	ごみ出しが困難な方への支援
具体策		施設見学会の開催	コンテンツの作成・公開	不法投棄防止パトロールなど	不法投棄防止パトロールなど	クリーン船橋530推進員の育成	地域清掃活動の推進	ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度の充実	事業系一般廃棄物収集運搬業者の育成	クリーンサポート収集
担当課		資源循環課	資源循環課	クリーン推進課	廃棄物指導課	クリーン推進課	クリーン推進課	廃棄物指導課	廃棄物指導課	クリーン推進課
令和7年度	計画	・北部清掃工場：100団体 2500人 ・南部清掃工場：35団体 1000人 ・西浦資源リサイクル施設：10団体 100人	・食品ロスYouTube動画のPRを実施する。	・クリーン推進課職員によるパトロールは、年間90回実施を目指すとともに、クリーン船橋530推進員と連携した取り組みを検討する。	・職員による日常パトロール：243回 ・夜間休日等委託パトロール：50回	・地区別推進員研修会：5回	・クリーン船橋530の日 参加人数：5,400人 ・船橋をきれいにする日 参加人数：6,200人	ふなR新規認定件数：5件	・全許可業者（28者）に対し、交通安全に係る講習会等の周知を図る。 ・事業系一般廃棄物の適正処理や資源化を推進するため、事業系一般廃棄物収集運搬業者の育成を図る。	・継続してクリーンサポート収集が実施できるよう、収集体制等の見直しを検討する。
	内容	・小学4年生の社会科見学や親子見学会、夜間見学ツアー、特別見学ツアーを通じて、清掃工場等の見学会を開催する。	・イベント等で啓発動画を再生し、周知啓発する。 ・啓発パネル等を作成し、QRコードを作成し、リンクを紹介する。	・各地区において不法投棄が多い場所を中心に環境指導員がパトロール（年間90回）を行い、廃棄物を捨てられない環境づくりに努める。 ・クリーン船橋530推進員や町会・自治会の協力を得て連携した取り組みを検討する。	・定期的な日常パトロールのほか、年末パトロールを実施する。 ・夜間・休日等のパトロールを警備会社に委託し、監視体制の充実を図る。	・今年度、新たに就任した新任のクリーン船橋530推進員もいることから、活動内容について不明な点等を解消するための研修会があることを改めて同推進員に向けて周知する。 研修会を開催する際は「クリーン船橋530推進員活動の手引き」を基に活動内容やごみ減量・資源化に係るごみの適正な排出指導等の講演を行う。	・ごみのない住み良い地域“環境にやさしい美しいまちづくり”の啓発のため、町会・自治会、市が一体となり、市内で一斉に美化活動を行う「クリーン船橋530の日」を開催する。 ・道端に散乱するごみを一掃し、船橋をきれいなまちにすると共にポイ捨て防止の啓発を図るため、町会・自治会・市民団体・企業、市等が一体となり、市内で一斉に美化活動を行う「船橋をきれいにする日」を開催する。 ・ポスターを作成し、以下の公共施設等に掲示依頼し周知を図る。 小学校、中学校 公民館、出張所 イオンモール船橋 イオン高根木戸店	・ごみの減量及び資源化の推進を目的とした「ふなR認定制度」について、ホームページやチラシを活用して周知する。 ・ふなR連携事業者に認定されることで、広報ふなばし、市ホームページ、ごみ減量啓発誌にてその取組内容やPRコメントの紹介、協働でごみの減量・資源化につながる事業を行うことで市との連携を強化する等、認定されることのメリットを市内事業者に対して周知することで認定件数の増加を図る。	・全許可業者に対し各種団体が主催する研修や講習会の案内、交通マナーの励行等について周知を図る。 ・排出事業者に対しごみの分別、減量の促進に関するチラシを作成し、収集運搬業者から排出事業者へ周知することにより、事業系一般廃棄物の適正処理や資源化の推進について収集運搬業者の意識向上を図る。	・65歳以上の高齢者世帯（一人暮らし、または高齢者のみの世帯）、障害者のみの世帯などで粗大ごみの運び出しが困難な場合、環境指導員が屋内より持ち出し収集を行う。

施策番号		19	20	21	22	23	24	25	26	27
基本方針		1	1	2	2	2	2	2	2	2
施策		市民サービスの向上	市民サービスの向上	発生抑制行動の推進	発生抑制行動の推進	家庭系ごみの分別の推進	家庭系ごみの分別の推進	家庭系ごみの分別の推進	事業系ごみの適正排出と分別の推進	事業系ごみの適正排出と分別の推進
取り組みの内容		ごみ出しが困難な方への支援	粗大ごみ受付システムの検討	リデュース(発生抑制)行動の推奨	リユース(再使用)の推奨	ごみ組成調査の実施	資源化できる紙類の分別	新たな分別と資源化の検討	事業系一般廃棄物の適正排出及び分別指導の徹底	事業系一般廃棄物の適正排出及び分別指導の徹底
具体策		ふれあい収集	インターネット受付の導入等	・詰め替え商品の推奨・マイバック、マイボトル運動・てまえどり	リユースショップの利用	ごみ組成調査の実施	資源化できる紙類の分別	新たな分別と資源化の検討	事業者に対する適正排出及び分別の推進(大規模事業者)	事業者に対する適正排出及び分別の推進(全事業者)
担当課		資源循環課	クリーン推進課	資源循環課	資源循環課	資源循環課	資源循環課	資源循環課	廃棄物指導課	廃棄物指導課
令和7年度	計画	事業の周知に努め、安定したサービスを提供する。 利用世帯数:520世帯	令和7年4月からインターネット受付を導入した。	・リサちゃんだよりプラスにて情報発信	・フリマアプリを活用したリユースについて情報発信 ・リサちゃんだよりプラスにて情報発信	・ごみ組成調査の実施2回(夏期・秋期)	・雑がみ保管袋の配布及び資源物とごみの分別ガイドの配布を行う。	・廃食油の適正処理について検討。	・事業用大規模建築物への立入:40件	・事業系一般廃棄物の適正処理や減量に関する周知
	内容	自らごみ収集ステーションに日常的なごみを出すことが困難であり、他の者からの協力を得られない高齢者等に対し、ごみの戸別収集を行う。	令和7年4月からインターネット受付を導入した。	・リサちゃんだよりプラスに記事を掲載し、啓発を行う。	・ふなRで認定しているリユースショップやフリマアプリについて、関係各課と連携し、各媒体で情報の発信を行う。 ・リサちゃんだよりプラスに、リユースに関する記事を掲載する。	・家庭系一般廃棄物(10地区)を夏季・秋季に、事業系一般廃棄物(9事業所)を秋季に実施する。	・授業補助や出前講座等のイベントを実施した際に分別に対する啓発を行う。 ・雑がみ保管袋の配布及びごみ分別ガイドを配布し、啓発を行う。	・近隣市の動向を調査し、本市で実施ができるか検討をする。	・3か年かけて市内の事業用大規模建築物に立入を実施する計画としており、令和7年度は40事業所を対象に実施し、廃棄物の適正処理について指導を行うとともに、減量・資源化の啓発を行う。	・関係各課や市内企業団体、商店会等に事業系一般廃棄物の適正処理や減量に関するパンフレットを周知するとともに、SNS等を用いた情報発信を行い、市内事業者に周知を行う。

施策番号		28	29	30	31	32	33	34	35
基本方針		2	2	2	2	3	3	3	3
施策		事業系ごみの適正排出と分別の推進	事業系ごみの適正排出と分別の推進	廃棄物施設を利用した環境負荷の低減	食品ロスの削減推進	効率的で安定した収集運搬体制の構築	施設の適正な運営と維持管理の継続	施設の適正な運営と維持管理の継続	災害時における廃棄物処理体制の構築
取り組みの内容		事業系一般廃棄物の適正排出及び分別指導の徹底	ピット前検査	廃棄物エネルギーの利活用の推進	食品ロス削減推進計画の取り組み推進	効率的で安定した収集運搬体制の構築	一般廃棄物処理施設の適正な運営	一般廃棄物処理施設維持管理	災害時における廃棄物処理体制の構築
具体策		事業者に対する適正排出及び分別の推進（食品関連事業者）	ピット前検査	廃棄物エネルギーの利活用の推進	家庭系・事業系食品ロスの削減に向けた取り組み	災害に備えた収集運搬シミュレーションなど	研修の実施など	各施設の中長期整備計画の策定	災害対応研修および訓練の実施など
担当課		廃棄物指導課	資源循環課	資源循環課	資源循環課 廃棄物指導課	資源循環課	資源循環課	資源循環課	資源循環課 廃棄物指導課 クリーン推進課
令和7年度	計画	・食品営業許可新規講習会時の啓発：6回 ・食品衛生責任者実務講習会時の啓発：18回	ピット前検査 ・北部清掃工場：展開検査：40台 簡易検査：500台 ・南部清掃工場：展開検査：40台 簡易検査：500台	エネルギー回収 ・北部清掃工場：660kWh/t以上 ・南部清掃工場：690kWh/t以上	・食品ロス削減に向けた情報提供 ・ふなR連携事業者認定 ・フードドライブの実施 ・防災備蓄品の有効活用 ・事業者への指導を食品ロス削減推進計画のとおり実施する。	・災害シミュレーションで抽出された課題の検討	・施設モニタリング研修の実施 北部清掃工場：1回 南部清掃工場：1回	・北部清掃工場：12回 ・南部清掃工場：12回	・基礎知識座学：1回 ・仮置場設置訓練：1回 ・し尿収集訓練：1回
	内容	・保健所が開催する食品衛生関係講習会にて事業系廃棄物の適正処理、減量及び資源化について啓発を行う。	・簡易検査による分別状況の確認及び展開検査を行う。	安定したごみの焼却処理を継続し、可能な限り廃棄物エネルギーの利活用を図る。	・食品ロス削減に向けた情報提供 ・ふなR連携事業者認定 ・フードドライブの実施 ・防災備蓄品の有効活用 ・事業者への指導を食品ロス削減推進計画のとおり実施する。	・災害シミュレーションにて抽出された課題について、災害時にも安定的にごみの収集ができるよう対応策を関係各課と検討する。	・施設モニタリングに必要な知見を深め、職員間の技術伝承を図る。 モニタリング対象範囲 (1)搬入・搬出導線 (2)受付・計量棟 (3)灰積出スペース (4)受入供給 (5)焼却設備 (6)排ガス処理設備 (7)灰処理設備 などの運営事業者を管理する上での技術・事務的業務の継承が行えるように複数人の職員と現地確認を行う。	・長寿命化計画(保全計画)の進捗状況を運営定例会議にて確認する。	・災害廃棄物処理の基礎知識を身に付けるための座学を実施する。 ・災害廃棄物の仮置場設置訓練を開催する。 ・市職員・災害時し尿収集運搬等協定事業者・処理施設により、災害時におけるし尿収集後の処理施設搬入訓練を行う。